

西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理運営に関する基本協定書（案）

西東京市（以下「甲」という。）と〇〇法人（以下「乙」という。）とは、西東京市立公園のうち、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園（以下「いこいの森公園等」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、いこいの森公園等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、いこいの森公園等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行う意義は、〇〇法人たる乙の能力を活用しつつ、いこいの森公園等の効果及び効率を向上させ、もって市民福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び市立公園の趣旨の尊重）

第3条 乙は、指定管理者として、いこいの森公園等を一体的に管理するとともに、各施設を有機的に連携させることによって、一層のサービス向上に努め、もって市民福祉の向上を図るものとする。

2 乙は、市立公園の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重し、適切な管理に努めるものとする。

3 甲は、管理業務が指定管理者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実等の義務）

第4条 甲乙両者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定期間 甲が乙を指定管理者として指定した令和3年4月1日から令和8年

3月31日までの期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の

規定により当該指定の取消しがあったときは、その取消後の期間を除く。)をいう。

- (2) 申請書類 乙が、指定期間に係るいこいの森公園等の指定管理者の指定の申請に当たり、甲に提出した申請書類をいう。
- (3) 自主事業 公園の魅力向上をはかり、公園施設の有効活用、利用者等への新たなサービスの提供などにより、市民サービスの向上を図るために、乙が自己の責任と費用で行う業務をいう。
- (4) 年度協定 本協定に基づき、甲及び乙が指定期間中の各年度において締結する協定をいう。
- (5) 基本事業計画書 公募時における乙の提案を基に甲乙協議の上調整する全指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書
- (6) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づき各年度の指定管理業務の実施に係る事業計画書
- (7) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (8) 法令等 法律、政令、省令、条例及び規則その他行政機関が定める規程をいう。
- (9) 不可抗力 天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(管理物件)

第6条 乙が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、公園別施設一覧に定めるとおりとする。

- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

(指定期間)

第7条 乙が管理業務を実施する指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 西東京市立公園条例（平成13年西東京市条例第133号。以下「公園条例」という。）第15条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) いこいの森公園等の維持管理に関する業務
- (2) 公園条例第7条の規定により、いこいの森公園等の利用を制限し、又は禁止すること。
- (3) 西東京いこいの森公園有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）の利用の許可に関

すること。

- (4) 有料駐車場の利用料金の収受及び免除に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項に規定する業務の内容は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 管理する施設の修繕業務（詳細については第14条第1項を参照のこと。）

(業務実施条件・水準)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件又は水準は、仕様書及び業務水準書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件・水準の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件・水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件・水準の変更およびそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、関係法令のほか、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、仕様書及び事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理する施設の修繕)

第14条 管理する施設の修繕、改造、改築、増築及び移設については、次項に定めるもの

を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理する施設の修繕については、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、各年度事業計画書に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものとする。但し、緊急を要する等の理由で50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕を乙が行う場合は、市と予め協議するものとする。
- 3 乙が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算するものとする。
- 4 各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事業が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

（緊急時の対応）

第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（情報管理・情報公開）

第16条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別記2「個人情報の取扱いに係る特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、次に掲げる事項の他にいこいの森公園等の管理運営に関する事項について、西東京いこいの森公園内での資料の備付その他の方法により適宜公表するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) いこいの森公園等の利用状況（利用者数等）
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 利用者モニタリングの結果

（近隣対策）

第17条 乙は、管理する施設の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

- 2 管理する施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、乙は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において乙は問題発生時及び解決時にそれぞれ状況を甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものと

する。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙の備品等（Ⅰ種）を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意または過失により備品等（Ⅰ種）をき損滅失した時は、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、乙の任意により備品等（Ⅱ種）を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第20条 乙は、乙の提案を基に甲と協議の上調整した基本事業計画書を実施するものとする。

- 2 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び指定管理料の積算書を提出し、甲と協議しなければならない。
- 3 甲及び乙は、基本事業計画書又は年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第21条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況（自主事業を含む）
- (2) いこいの森公園等の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理業務等経費の収支状況（利用料金の状況を含む）
- (5) 要望・苦情対応経過の概要及び集計結果
- (6) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、甲が第40条から第42条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、毎月終了後、本業務に関し、甲が指定する期日(毎月終了後 30 日以内)までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況（自主事業を含む）
- (2) いこいの森公園等の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 要望・苦情対応経過記録簿
- (5) その他甲が指示する事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第 22 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、西東京いこいの森公園管理棟内の事務室（以下「管理所」という。）に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（監査）

第 23 条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、乙に対し、出頭を求め、調査委、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

第 6 章 指定管理料

（指定管理料の支払）

第 24 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 全指定期間に係る指定管理料の総額は、金 〇〇〇〇 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間に係る指定管理料の総額は、これを保証するものではない。

4 乙は、各月の末日から 30 日以内に、当該月分の指定管理料の請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 15 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第 25 条 甲又は乙は、第 11 条第 1 項の変更又は募集要項『リスク分担表』の物価リスク

等に伴い当初合意された指定管理料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 利用料金

(利用料金の設定)

第26条 乙は、条例に規定する金額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て定めるものものとする。

(利用料金の収納及び減免基準)

第27条 乙は、条例の定めるところにより西東京いこいの森公園有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）の利用に係る利用料金を収納するものとする。

- 2 乙が自己の収入として収納すべき利用料金は、第7条に規定する指定期間（第40条から第42条までの規定により指定の取消しがあった場合は、当該取消しの日までの期間とする。）内における有料駐車場の利用に係る利用料金とする。
- 3 減免基準については、甲と乙が協議の上、甲の承認のもと乙が別に定めるが、乙は以下の減免基準について、引き続き適用する。減免による利用料金収入の減収について、甲は補填等の措置を行わない。

(1) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保険手帳の交付を受けている西東京市民が利用するとき

(2) 西東京市公園管理協力員が公園のボランティア活動を行うために利用するとき

第8章 利益還元

(利益還元額)

第28条 第21条第1項第4号の収支状況の報告に基づき算定した収入額（指定管理料、利用料金収入、自主事業収入その他の指定管理業務に起因して乙が収入する合計額をいう。）が支出額（人件費、事業費その他の指定管理業務に起因して乙が支出する合計の金額をいう。）を上回った場合、収入額から支出額を減じた額の2分の1に相当する金額を乙は甲に支払うものとする。

- 2 乙は前項に規定する利益還元額を翌年度の5月末までに甲に支払うものとする。

第9章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第29条 本事業に係るリスク分担については、募集要項「リスク分担表」に定めるとおりとする。但し、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとする。

- 2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、

リスク分担表に定めるもののほか次条から第 32 条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第 30 条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失した時は、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。但し、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 31 条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。但し、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対し賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前 2 項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第 32 条 乙は、本業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動又は訴訟を提起されたときは、甲と協議の上誠実に対応しなければならない。

2 乙は、有料駐車場利用の許可に関し、利用者から不服の申立て又は行政事件訴訟の提起があったときは、甲と協議の上行政不服審査法（昭和 37 年法律 160 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、誠実に対応しなければならない。

3 前 2 項に規定する対応により発生した増加費用については、乙の負担とする。

(保険)

第 33 条 本業務の実施に当たり、甲又は乙が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

甲	施設賠償責任保険
乙	施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第 34 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 35 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した文書をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合当該費用については合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合の対応及び負担については、前3項の規定を準用する。この場合において「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該義務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第10章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、本協定の終了に際し引き継ぎ書を作成し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理する施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第38条 乙は、本協定の終了までに、管理物件を現状(本業務を開始する前の状態をいう。)に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第39条 本協定の終了に際し、備品等(I)及び備品等(II)については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

2 本協定の終了に際し、備品等(II)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収する者とする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第11章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第 40 条 甲は、条例第 26 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙が管理の業務又は経理に関する市の指示に従わないとき。
- (5) 乙の経営状況から判断して本協定による業務を継続させることが適当でないとき。
- (6) 乙が不正な手段により指定を受けたとき。
- (7) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に西東京市行政手続条例（平成 13 年西東京市条例第 14 号）に基づく聴聞手続きを行わなければならない。

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第 41 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被り、その損害を甲が賠償しないとき。
- (3) 乙が自らの経営状況から判断して、又は乙の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。
- (4) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けたと場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第 42 条 甲又は乙が、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第 43 条 第 37 条から第 39 条までの規定は、第 40 条から第 42 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

第12章 その他

(反社会的勢力)

第44条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同項6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第46条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、乙の事業報告、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等は、毎月開催する。なお詳細については、甲と乙の協議により別に定める。

3 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(自主事業の実施について)

第47条 乙は、市立公園の設置目的に合致し、且つ施設の管理運営を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、公園の機能と役割を踏まえ自主事業を実施することができるものとする。なお、近隣対策は、十分行うものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して年間計画書を提出（簡易な事業で甲の了承があるときは、事業計画書の提出を省略することができる。）し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第48条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申し出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行われなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第49条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要する場合を除き協定変更予定日の6ヶ月前までに行うものとする。

(指定管理者たる法人の組織変更、合併、会社分割等の通告)

第 50 条 乙は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に規定する組織変更又は合併若しくは会社分割その他法人の権利義務の承継を伴う行為を行う場合は、速やかに甲に通告しなければならない。

(管轄裁判所)

第 51 条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 52 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 53 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

仮協定締結日

令和 年 月 日

協定締結日

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

名 称 西東京市

代表者 市 長 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者 印